平成２９年（フ）第２８２７号
大阪府池田市桃園１丁目８番19―403号
債務者　大野　将也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４０号
大阪市北区中崎１丁目３番５―208号
債務者　バーバーショップサチこと　西川　世次
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７７号
大阪市西区九条南４丁目８番14号　301
債務者　上田　征也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８６号
大阪府八尾市安中町３丁目５番10号
債務者　三浦　仁美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１０号
大阪市生野区小路３丁目７番１号　カーサデルクオーレ北巽　201
債務者　寺嶋　慶治
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６２号
大阪府寝屋川市高柳７丁目12番20号
債務者　土屋　広美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６７号
大阪府八尾市山本町北６丁目８番１―506号
債務者　金さんの家こと　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧ　ＳＯＯ　金　　昌洙
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００６号
大阪府吹田市津雲台７丁目１番38―404号
債務者　山元　淳子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２４号
大阪市住吉区我孫子東３丁目11番５―1104号
債務者　喫茶エースこと　川端　元範
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２６号
大阪府門真市大池町２番27号
債務者　飯島　忠則
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８２号
大阪市大正区小林東２丁目２番３―307号
債務者　水田　直人
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０９号
大阪市天王寺区寺田町２丁目４番３号　コーポいわき301号、前住所大阪市天王寺区清水谷町16番23号　江見マンション301号
債務者　カフェ・ド・ティファニーこと　森　昭三
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１２号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目16―12　シャーメゾンパインハイツⅡ　201号室、住民票上の住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目26番28号
債務者　笹中　晶子（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２１号
大阪市東淀川区淡路４丁目22番９号
債務者　小倉　理恵
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４０号
大阪市西成区天下茶屋３丁目18番24号トキワマンション33号
債務者　三宅　淳子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４６号
大阪市住之江区御崎１丁目６番６号　アドバンスハイム　601、前住所大阪市住之江区御崎８丁目３番19号　レオパレス21シャーマー御崎　303
債務者　山名　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５４号
大阪府守口市寺方元町２丁目９番４号
債務者　伊藤　武夫
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部